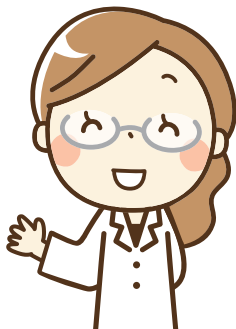


保健室が
相談窓口
です！



保健室では、障がいや病気などにより、修学および学生生活において支援を必要とする学生の相談をお受けしています。

希望する配慮の内容についてお話を伺い、相談者と共に支援の内容を検討します。
また、支援の実施に向けて学内の調整を行い、必要に応じて外部機関などとも連携を図りながら支援を行います。

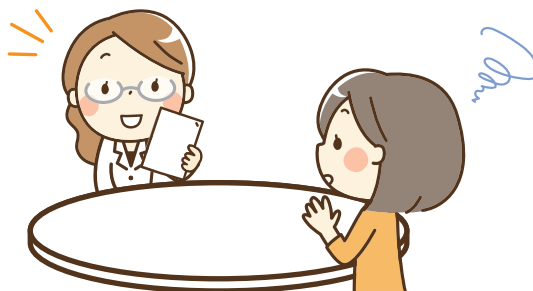
*障がいなどにより、修学および学生生活に何らかの支障があり、本人が支援を受けることを希望した学生が対象です。



障がいのある学生の 修学支援について

福岡こども短期大学は、「障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」のもと、合理的配慮を提供するよう努めます。

障がいのある学生本人(保護者)からの申し出に伴い、どのような合理的配慮が必要であるかを対話を積み重ねて支援の内容や方法を考えていきます。



*合理的配慮とは、障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、大学や周りの人等が過重な負担のない範囲で実施すべき配慮を指します。教育の本質を変更をしない範囲内で、障がいの状態に合わせて、支援の内容や方法の調整が行われます。



学校法人 都築育英学園
福岡こども短期大学

FUKUOKA KODOMO JUNIOR COLLEGE

〒818-0197 福岡県太宰府市五条3-11-25
TEL (092)922-7231(代表)
FAX (092)928-5210
URL : <http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp>



障がいのある学生に対する 修学支援のご案内

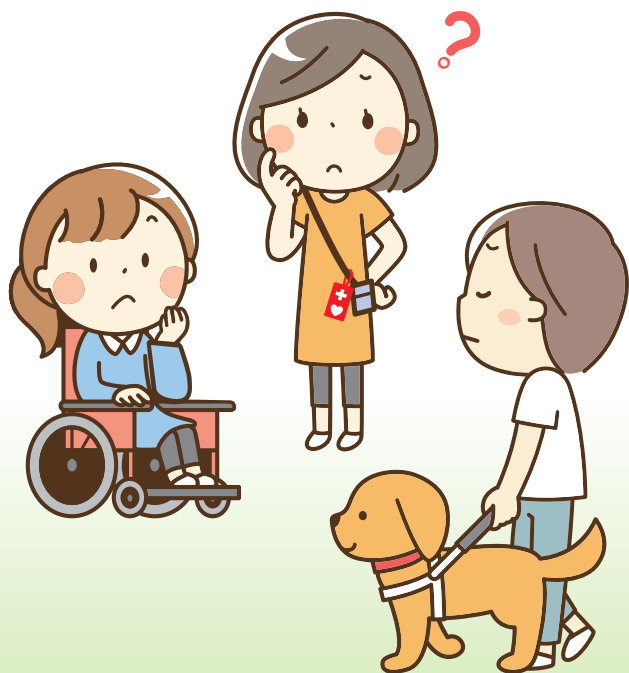
～修学上のサポートを必要とする方へ～



学校法人 都築育英学園
福岡こども短期大学

FUKUOKA KODOMO JUNIOR COLLEGE

授業や学生生活の中で、
困ったことや
支援してほしいことが
あるけれど…。
どこに相談したらいいのかな？



支援の流れ

保健室で相談

修学支援申込書を提出

初回相談

養護教諭、ふるさとアドバイザー、関係する部署・教職員などと連携して話し合いを行います。

必要な支援内容の検討・調整

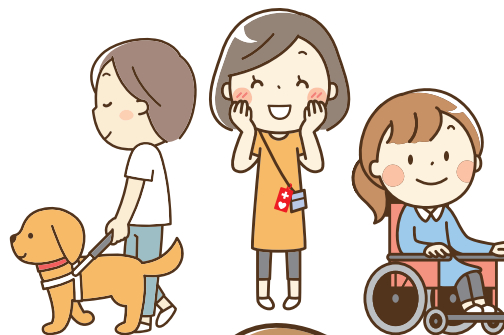
支援の実施

支援の見直し・調整

配慮・支援開始後も状況の確認や見直しを行います。



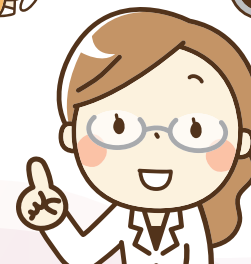
外部機関
(病院など)



関連各部署や
外部機関と
連携し支援します



ふるさとアドバイザー
本学教員



保健室



学生課、キャリアサポート、
アドミッションオフィス